

ご利用規約

誠商トレビス（以下甲と称す）の商品をご利用いただきありがとうございます。
お客様(以下乙と称す)に甲所有のレンタル商品（以下商品と称す）を貸し出すことについて次の通り契約を締結します。

1、 レンタル商品及び料金・損失金

このレンタル契約は、甲が乙に対し、別紙記載の料金で商品をお貸出し（レンタル）するものです。

2、 レンタル期間

別紙のレンタル商品見積書または請求書に記載の期間とします。

3、 ご利用料金

レンタル料金の支払いは全額を前払いとし、乙は振込（振込手数料は乙が負担）をして頂きます。

4、 レンタル商品前の解約

契約・お振込後のキャンセルは、下記のレンタル開始日よりキャンセル料が発生します。

キャンセル料：15 日前・・・0%
13 日前・・・25%
10 日前・・・50%
7 日前・・・100%

ただし、返金は振込手数料を引いた金額を返金額（運送費は全額返金）とします。

5、 レンタル商品のお渡し

- ① 甲はレンタル期間前日までに指定場所へ商品を納品します。
配送は、甲または配送会社が届けるものとします。

- ② 乙は甲が商品の納品の際に、本人またはその指定する者が立ち会わなければなりません。
- ③ 配送会社の責任による商品の遅着または破損については、甲は一切の責任を負いません。
- ④ 商品のお受け取りから1日以内に乙からの連絡がない場合、その商品は正常なものと判断し、それ以降のクレームは受付けないものとさせていただきます。

6、乙は、善良な管理者としての注意義務をもって商品の使用・管理を行わなければなりません。また、乙は商品本来の用法、能力に従ってこれを使用しなければなりません。乙は商品の付属部品、その他付属品についても紛失しないように保存管理し、契約終了時に甲に返却しなければなりません。

7、レンタル商品の使用管理責任

- ① 商品の使用・管理について、乙に責任がある事由によって乙または第三者に損害が生じた場合には、乙の責任においてこれを処理するものとし、甲は一切の責任を負わないこととします。
- ② 納品後の設営時や、使用中の事故や気象の変化（突風や雹）や利用者による外部からかかる力による損傷は、乙の責任の範囲と（人身・物損など）します。

構造上の欠陥・不具合で発生した場合は省きます。

8、第三者への転貸の禁止等

乙は甲の書面による承諾なく、商品を第三者に使用させたり、譲渡・質入れ・転貸等をすることはできません。

9、乙に責任がある事由によるレンタル商品の破損・滅失等

乙は、乙、利用者の故意・過失、その他乙に責任がある事由（盗難・火災を含む）により商品が故障・破損したときは、速やかに甲に修理代金を支払わなければなりません。また、商品が滅失或いはその効用を喪失した場合は、レンタル期間満了までのレンタル料金に加え、失金を甲に支払わなければなりません。

10、レンタル期間中の途中解約

乙は、レンタル期間中、契約を途中解約することができます。この契約が解除された場合、甲はレンタル料の返還を一切行いません。

11、レンタル商品の返却

- ① 乙は、2、で定めたレンタル期間の満了日に、甲に商品（取扱説明書その他付属品を含む）を返却していただきます。
- ② 乙は、契約の解除・途中解約により契約が終了した場合、甲に対し直ちに商品を返却しなければなりません。
- ③ 商品の返却は、2、で定めたレンタル期間の満了日に甲が設置場所に行き、乙が甲に商品を引き渡します。または、甲指定の場所へ配送にて返却していただきます。
- ④ 乙は、商品の返却の際、本人またはその指定する者が立ち会わなければなりません。配送の場合はその限りではありません。
- ⑤ 甲は、契約終了後、相当の期間を定めて催告をしてもその期間内に乙が商品を返却しない場合、前項の使用相当損害金とは別に用品再購入価格をお支払いいただきます。